各課からのお知らせ



太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の課税について

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kw以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該 当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に償却資産申告書を役場税務課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は 税務課窓□にあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当 四82-1224

固定資産税(こんなときは届出を)

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産 ○**建物を取り壊したとき** の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず届出をして ください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成30年1月1日までに完 成した場合は、平成30年度の固定資産税の対象となるた め、届出をお願いします。

平成29年12月31日までに建物の一部または全部を取 り壊した場合は、平成30年1月31日までに届出をお願い します。取り壊した建物については、平成30年度から固定 資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となること があります。

問合せ 税務課 固定資産税担当 四82-1224

ごみの自己搬入 ~混雑緩和についてお願い~

年末年始は、ごみの自己搬入を利用する方が多く、衛生組 合でのかなりの混雑が予想されます。

自己搬入を利用する方は、素材ごとに分別してから車に積 み込んでください。荷下ろしの際の時間短縮になります。ま た、時間帯や日程等を調整いただくとともに、粗大ごみ以外 は収集カレンダーに従って地区の集積場に出してください。 混雑緩和にご理解ご協力をお願いいたします。

なお、自己搬入の手続き等については、下記までお問合せ ください。

問合せ 保健衛生課 四82-1777

河川等の水質事故防止にご協力を!

河川や水路に油や薬品等が流れ、魚が死んだり、水道水や 農業用水の取水に影響を及ぼしたりする水質事故が県内でも 多く発生しています。

年末の大掃除等の際、いらなくなった塗料や油、薬品等の 取り扱いは十分に御注意いただき、決して河川や水路、側溝 に流すことのないようにお願いします。

対応に係る費用は、原則事故原因者の負担となります。 もし、水質事故を見つけた場合には、速やかに県東松山環 境管理事務所または役場にご連絡ください。

> 東松山環境管理事務所 ☎23-4050 **23**82-1777 保健衛生課

不用品回収業者に気を付けてください!

トラックが徐行運転しながら「いらない○○回収します。」とアナウンス。こんな光景を目にしたことはありませんか? スピーカーで音声を流しながら村内を回っている不用品回収業者は、村の一般廃棄物収集運搬の許可を得ずに事業を行っ ている違法な業者です。違法業者へ不用品を引き渡してしまうと、廃棄物が適正な処理をされずに環境破壊や不法投棄へと 繋がる可能性があります。無料回収だからと安易に引き渡すことはあやめください。

粗大ごみは衛生組合へ自己搬入するか、村の戸別回収(有料)をご利用ください。詳細は下記までお問合せください。

問合せ 保健衛生課 282-1777

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

●本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プラ イバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請さ れた方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求によ り住民票の写し等などを交付した際に、通知をお送りしてお 知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に 実施されました。

●登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料 ※手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出し ていただくことになりますが、詳しくは住民福祉課までお問 合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施され ております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが 不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対 して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 四82-1221